

一般競争入札公告

沖縄県立北部病院が発注する「公用車の賃貸借契約」について一般競争入札(以下、「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

令和7年3月6日

沖縄県立北部病院長 久貝 忠男

1 入札に付する事項

- (1) 件名 公用車の賃貸借契約
- (2) 賃借物品 別添仕様書参照のこと
- (3) 賃貸借期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
- (4) 納入場所 沖縄県立北部病院(沖縄県名護市大中2-12-3)

2 入札参加資格要件

本件に係る入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ア 沖縄県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程(昭和47年沖縄県告示第69号)に基づく競争入札参加者名簿に登録された者であること。
- イ 沖縄県内に本社、支社、支店、営業所等を有し、賃貸借物品に関し、仕様書に示す各項目を満たすものを供給することができ、点検整備の体制及び物品等の供給体制が確立されており、かつ故障時の障害を速やかに復旧させるための対応ができる者であること。

3 入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していない者。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請期日から入札日までの間において、沖縄県の指名停止、または指名除外の措置を受けた者。
- (3) 会社更生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者。
- (4) 民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者。
- (5) 次の各号に該当する者
 - ア 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその会計者、その他反社会勢力(以下、「暴力団等反社会勢力」という。)

- イ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体。
- ウ 法人でその役員のうち暴力団等反社会勢力に属する者がいること。

4 申請書等の提出および入札参加資格の確認

本件に係る入札に参加予定の者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び関係書類を受付期間内に次の場所に提出すること。(郵送の場合は、書留郵便による。ただし、不備等がある場合、受付期間内に補正しなければならない。)

入札参加資格の有無については、申請書確認のうえ、申請人に通知する。

(1) 受付場所

〒905-8512 沖縄県名護市大中2丁目12番3号 沖縄県立北部病院 総務課

(2) 受付期間 令和7年3月6日(木曜日)から令和7年3月17日(月曜日)正午

(3) 受付時間 9時から17時(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)

5 入札執行の場所および日時

(1) 入札会場 沖縄県名護市大中二丁目12番3号 沖縄県立北部病院 2階第2カンファレンスルーム

(2) 入札日時 令和7年3月21日(金)午前11時30分

6 入札および契約の手続きにおいて使用する言語ならびに通貨

日本語および日本国通貨

7 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、沖縄県病院事業局財務規程第132条の規定により、見積もる契約金額(長期継続契約に係る入札にあつては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額)の100分の5以上の入札保証金またはこれに代わる担保を納付または提供すること。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部または一部の納付を免除することができる。

ア 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

イ 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約をすべて誠実に履行したことを証明する書類を提出する場合

(2) 納付方法

現金で納付

納付方法	(1) 入札保証金納付書発行依頼書に必要事項を記入し、県立北部病
------	----------------------------------

	院総務課へ令和7年3月17日(月)正午までに提出する。 (2) 依頼書に基づいて納付書または請求書を発行するので、下記納付場所において納付し、領収証等(納付したことが確認できるもの)の写しを県立北部病院総務課へ速やかに提出すること。
納付場所	金融機関
納付期間	令和7年3月20日(木) ※納付場所の窓口対応時間に留意すること。
還付方法	入札終了後、入札保証金還付請求書へ必要事項を記入し、県立北部病院総務課の担当へ提出すること。 ※正当な還付請求書を受領後30日以内に記載の口座へ還付する。

小切手等で納付する場合の方法(担当者へ事前に連絡を行うこと)

納付方法	下記の場所へ直接持参し、沖縄県立北部病院総務課が発行する保管証と引き替える。
納付場所	沖縄県立北部病院 総務課
納付期間	入札日に限る
還付方法	入札終了後、即日に還付。領収書に記名、押印する(落札者以外)

(3) 入札保証金の還付について

入札保証金は、法第234条第4項に該当する場合を除き、入札終了後還付する。

落札者の入札保証金は、納付すべき契約保証金の全額又は一部に充当する。ただし充当させないときは、契約保証金を徴収した後、先に払い込ませた入札保証金を還付する。

8 入札方法

(1) 入札書の様式は、第4号様式とする。

(2) 入札書は書面により、入札日時、場所にて持参により提出すること。郵送、電報及び電送等による入札は認めない。

(3) 入札の方法

ア 入札参加者は、入札執行に先立ち、入札保証金の確認を受けること。

イ 代理人がする入札の場合は、本人の委任状を持参すること。なお、委任状の様式は第5号様式とする。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金希望金額110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (4) 入札者が連合し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは、取りやめることがある。

9 入札に関する注意事項

- (1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
- (2) 入札書、委任状には業務名および業務を実施する場所をこの公告の記載に従い記入すること。
- (3) 代理人が行う委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は代理人の印鑑では訂正できない。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 入札者に求められる事項を履行しなかった者が行った入札
- (3) 同一人物が同一事項について行った 2 通以上の入札
- (4) 2 人以上のものから委任を受けた者が行った入札
- (5) 委任状を持参しない代理人が行った入札
- (6) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (7) 入札書の表記金額、氏名、印章または重要な文字が誤脱し、または不明な入札
- (8) 入札条件に違反した入札
- (9) 談合その他不正の行為があった入札
- (10) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

11 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格以内の最低価格の入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者またはくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 開札をした場合において落札者がいない場合は、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行うものとする。なお、再度の入札は 3 回(1 度目の入札を含む)までとする。
- (4) 再度の入札を行っても落札者がいない場合は、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 8 号の規定に基づき、随意契約が出来るものとする。

12 入札に関する質問

質疑については、質問書(第9号様式)に質問事項を記載の上、以下のとおり提出する。質疑事項が無ければ提出は不要とする。

(1) 提出期間

この公告の日から令和7年3月17日(月)正午までの午前9時から午後5時の間
(土日祝祭日を除く)

(2) 提出場所

〒905-8512 沖縄県名護市大中二丁目12番3号
沖縄県立北部病院 総務課(担当 新垣)
電話 0980-52-2719 FAX 0980-54-2298

(3) 質問書の提出方法

持参または FAX による。提出期間を過ぎたものは受け付けない。なお、提出された書類は返却しない。

(4) 回答方法

県立北部病院ホームページへ掲載する。

14 その他

(1)当該契約は、地方自治法施行令第167条の17の規定並びに沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例による長期継続契約であるため、当該契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算について減額又は削除があった場合は、当該契約を変更し、又は解除するものとする。この場合、受託者は当院に対し、損害の賠償を請求することができない。

(2)その他詳細は、入札説明書、仕様書による。